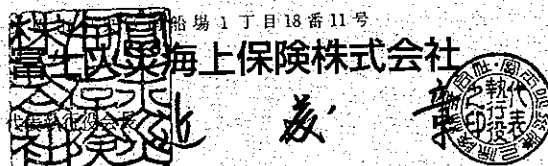


保険契約継続証

表記保険契約継続の証として、この継続証を発行します。



事故の受付・ご相談は…



[24時間365日セーフティ24コンタクトセンター]



0120-220-557

(携帯電話・PHSからもご利用になれます。)
(電話番号はおかけ間違えないように)

課税所得控除のご案内

この証明書は給与所得者の年末調整の際の保険料控除申告書、または課税所得の確定申告書に添えて所轄税務署へご提出ください。

1 地震保険料控除について

地震保険料控除の対象となる保険料
ご契約者もしくはご契約者と生計を共にする配偶者、その他の親族が所有し、常に住宅として使用されている住宅ならびにそれらに取容される家財（生活用動産）を保険の対象とする地震保険契約に係る保険料

控除の限度額		所得税控除限度額	住民税控除限度額
地震保険料控除 損害保険料控除	A. 地震保険契約	50,000円	25,000円
	B. 平成18年12月31日までに契約された保険期間10年以上の満期返戻金付契約	15,000円	10,000円

(注) A. B. の両方の契約がある場合の控除限度額は、所得税が50,000円、住民税が25,000円となります。ただし、一つの保険契約で経過措置の適用される満期返戻金付火災保険に地震保険をセットしている場合は、選択いただいた損害保険料控除が地震保険料控除のいずれか一方が適用されます。

(3) 地震保険で併用住宅の場合の注意点

併用住宅建物（例えば、一つの建物のなかで住宅に使用している部分と店舗に使用している部分がある場合）の住宅部分の保険料の計算は、その建物の保険料を住宅部分とその他の部分の面積で比例配分してください。

2. 申告書への記入方法について

払込方法が一時払・年払・集団扱一括払・集団扱年払のときは表示の控除対象保険料を申告書に記入願います。また、払込方法が半年払・月払・分割払・集団扱12回払・2分割・大口分割のときは表示の控除対象保険料を本年中の支払回数倍した保険料を申告書に記入願います。

地震保険契約継続証

継続日 平成23年 6月21日

継続証番号

契約者 169-0075

住所 東京都 新宿区

氏名 様



整理No #4300630 D継 04 29306 T

保険種類	地震保険
地震保険払込方法	年払
継続地震保険期間	平成23年 6月21日 午後4時から 平成24年 6月21日 午後4時まで 1年間

保険の対象の所在地	契約者住所に同じ
保険の対象の所有者	
建物内の職業	

★ 柱の種類	木造
耐火性能区分	上記以外の柱
★ 用法	住宅
階数	2階建
★ 面積	延面積 105.63㎡ 専(公)有面積
物件	住宅物件

	保険金額	保険料
地震	18000千円	56340円

特約	地震自動継続
----	--------

建物建築年月	昭和31年	地震割引区分	
--------	-------	--------	--

符号	保険の対象	級別	地震保険金額
1	建物	H	10000千円
2	家財	H	8000千円

- (注意) ・この地震保険契約継続証は、地震保険の契約内容および保険料のみを表示しております。
- ★が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店・営業社員またはお客さまセンターまでご連絡ください。
 - ご連絡がない場合は、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
 - この地震保険契約継続証をさきに発行の保険証券とともにご保存ください。なお、保険証券の発行を希望される場合は、取扱営業店宛ご連絡ください。
 - この地震保険契約継続証は継続日時点の内容に基づき作成しています。継続日以降にご契約内容等が変更されている場合には、変更前の内容が表示されておりますので、ご了承ください。
 - 地震保険契約およびその継続契約(保険契約継続証が発行される地震保険契約をいいます。)に基づく保険金請求権に質権が設定されている場合は、この継続された地震保険契約にも質権の効力が及びます。

代理店
営業社員
仲立人
[Redacted]
[Redacted]

代理店枝番
取扱
営業店 お客さまセンター 営0120-228-386
継続証作成日 平成23年 7月15日 整理No D00630

法令第6条規定書面非該当

富士火災海上保険株式会社

契約者

平成23年度 地震保険料控除証明書

継続証番号

様

保険種類	控除対象保険料 (1回分)(*)	払込方法
地震	56340円	年払

継続保険期間	平成23年 6月21日から 平成24年 6月21日まで 1年間
保険の対象	建物・家財

(*) 申告書には、表示の控除対象保険料(1回分)をそのままご記入願います。

上記保険料のお支払を受けたことを証明いたします。

平成23年 7月15日

大阪市中区南船場1丁目18番11号

富士火災海上保険株式会社

(ご注意) 1. この証明書は、課税所得控除申告の場合以外にはご使用できません。

2. この証明書の再発行はいたしかねますから、申告書提出の時期まで大切に保管してください。

3. ご使用にあたっては、裏面の「課税所得控除のご案内」をご参照ください。

社内整理欄	支再質調他	合計表日報日写枚数
IT		230627